



ハラスメントは許しません!!

ハラスメントとは、本学の学内及び学外において、性的な言動、教育研究上又は業務上の支配従属関係に起因する言動、その他不適切な言動で、他の者を不快にさせる言動をいいます。ハラスメントを行わないために、日頃から相手の立場を尊重した発言や行動を心がけるとともに、勝手な思い込みがないか自ら確認して意識することが必要です。

セクハラとは？

(セクシュアル・ハラスメント)

例えば...

- 性的なからかいの対象とする
- 体型や容姿についての発言をする
- 不必要な個人指導を行う
- 身体を執拗に眺め回したり 身体に不必要に接触したりする
- 「男のくせに」、「女なんだから」等の性的差別発言をする
- 「なんで結婚しないの」等の発言をする

アカハラとは？

(アカデミック・ハラスメント)

例えば...

- 授業中や指導中に暴言を吐く
- 研究費・助成金の申請の妨害
- 教育・研究・修学上の指導をしない、休日や深夜における指導を強要する
- 不当に単位を与えない又はそのような発言をする
- 就職活動を禁止する
- プライベートな行動に付き合わせたり送迎を強要する

パワハラとは？

(パワー・ハラスメント)

例えば...

- 物を投げつけられ、身体に当たった
- 同僚の前で、上司から無能扱いする言葉を受けた
- 先輩・上司に挨拶しても無視され、挨拶してくれない
- 一人ではできない量の仕事を押しつけられる
- 個人情報について、了解を得ずに他人に暴露する

※アカハラ、パワハラともに客観的にみて、教育研究上あるいは業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な指示や指導については該当しません。

妊娠、出産、育児休業、介護休業等に関するハラスメントとは？

例えば・・・ ■ 妊娠を理由に退職・退学を促す ■ 妊娠のために体に負担のかかる仕事・作業を免除されていることを理由に嫌がらせをする ■ 育児短時間勤務を理由とした嫌がらせ ■ 介護休暇の取得を制限すること ■ 「男のくせに育休をとるな」などと発言する ■ 子どもの体調不良を理由とする休暇を認めない

ハラスメントで悩んでいませんか？

ハラスメントに対して、はっきりと「嫌だ」、「やめてください」という意思を相手に示しましょう。一人で悩まず、深刻な事態にならないよう、早めに相談してください。



ハラスメント相談員等は、相談の内容や状況に応じて適切に対応するとともに、相談者の了解のもとで関係各部等の長や関係部署等と連携を図るなどにより、問題の解決に必要な援助や情報等を相談者に提供します。

■ 学内相談員(学内相談窓口)

群馬大学ハラスメント問題対応連絡窓口 soudan@ml.gunma-u.ac.jp

■ ハラスメント・ホットライン(学外相談窓口) 電話 0120-505-801

<http://www.dial-soudan.jp/ws/gunma-univ/login>

ユーザーID: gunma-id パスワード: gunma-pass



群馬大学教職員ハラスメント防止対策委員会